

近代熊本都市計画における江津湖の位置づけに関する一考察*

A Study on the meaning of Lake Ezu in Kumamoto City Planning under the modernization

本田百合絵**・田中尚人***

By Yurie HONDA and Naoto TANAKA

Abstract

Kumamoto City is known as a rural city that has rich water and green. Lake Ezu located in southeast of Kumamoto City has been lived with by citizens from old times. First Park Planning in Lake Ezu was drawn up by Kitamura Tokutaro who is called "the Pioneer of Park and Open Spaces Planning in Japan". This study aims to clear meaning of Lake Ezu in Kumamoto City Planning under the modernization. For this purpose, the procedure of study is as follows; at first to verify the connection during City Planning and Park Planning, next to consider the City Planning Concept of Kitamura in rare rural business that was done a part of City Planning. The area around Lake Ezu had been expected in appointment of the Scenic Zone and to maintain as a park since decision of the Area of City Planning. Kitamura practiced "Fuukei-jutsu" and made there "Eternal recreation area preserved for citizens". Therefore, Lake Ezu had the important meaning in Kumamoto City Planning under the modernization.

1. はじめに

(1) 研究の背景および目的

熊本市は九州中部に位置し、東方には阿蘇火山、北西部には金峰山があり、島原湾と内陸部とを隔てている。また夏目漱石が「森の都」と評したことや、豊富な湧水を有することでも知られている。現在、近郊には市街地を囲むように、八景水谷、立田山、水前寺、江津湖、花岡山・万日山、本妙寺山、千金甲の7つの風致地区が存在しており¹⁾、身近に豊かな水と緑を有する人口約67万人を有する地方都市である(図1)。

熊本市東南部に位置する江津湖は、良好な風景を呈し、古くから市民に親しまれてきた行楽地である。江津湖は1930年(昭和5)に風致地区に指定され、現在は隣接する水前寺成趣園とともに水前寺江津湖公園として整備されている。また江津湖が公園として開設されたのは1966年(昭和41)であるが、本研究で扱う「江津湖を中心とした公園計画」は、風致地区指定直後の1930年(昭和5)から1931年(昭和6)にかけて、初期の熊本都市計画風致地区が指定された直後に策定されたものである。立案者は、大正後期から昭和初期にかけて活躍した内務省の都市計画技師で、緑地計画のパイオニアとも呼ばれている北村徳太郎であった。

北村は主要都市における緑地計画を行っていた人物であり、地方における実績は少なかった。また、江津湖の

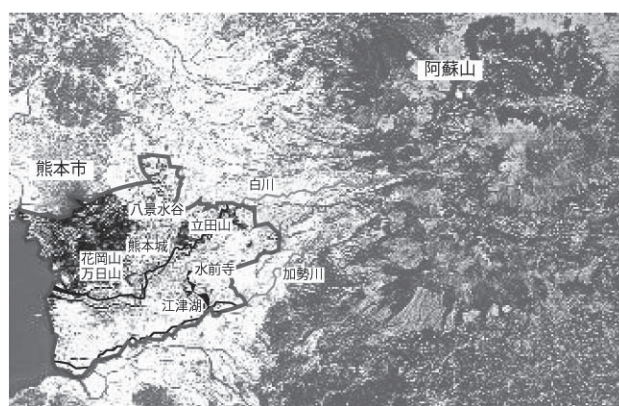


図1 緑と水系に着目した熊本地形図
(補足説明のため、参考文献²⁾に著者加筆)

計画は、北村の代表的な業績である、1932年(昭和7)から始まる東京緑地計画の策定よりも以前の事例である。以上より、本研究で扱う「江津湖を中心とした公園計画」は地方における都市計画および緑地計画史上、重要な事例であると言える。

そこで本研究では、風致地区指定に至る一連の都市計画の概要を整理した上で、公園のみならず市民の生活空間に計画・成立した都市空間を分析し、地方都市・熊本において実践された北村徳太郎の都市計画思想について考察した。さらに、近代熊本都市計画や北村の思想より、江津湖の位置づけを明らかにすることを目的とする。ここで位置づけとは、近代都市計画において風致地区制度をいち早く取り入れた熊本で、その嚆矢として整備された興味深い事例であり、地方では珍しい北村の風景術^{3),4)}の実践により見出された事例としての特性を示す。

(2) 既往研究と本研究の位置づけ

熊本の近代期における風致地区を扱った阿部の研究⁵⁾

*Keywords: 都市計画, 風致地区制度, 北村徳太郎, 江津湖, 公園計画

**学生会員 学士(工) 熊本大学大学院自然科学研究科
(〒860-8555 熊本市黒髪2-39-1)

Tel 096-342-3579 084d8836@st.kumamoto-u.ac.jp

***正会員 博士(工) 熊本大学大学院自然科学研究科
准教授 naotot@kumamoto-u.ac.jp

は、江津湖や水前寺風致地区以外の5つの風致地区も取り上げており、都市化と風致地区内での公園整備の関係の変遷を示し、風致地区の営造物公園化を評価している。

戦前期の風致地区の概念を扱った種田らの研究⁶⁾は、風致地区の指定基準やそれに準ずる内容の基準の変遷を整理した上で、戦前に指定された東京都の風致地区の利用・運営の実態および意義についてまとめている。

東京緑地計画を題材として現在の都市の緑のあり方について言及している真田の研究⁷⁾は、計画の経緯や計画意図から実際の計画の内容、計画者や設計者の思想に至るまでの動向を丹念に調査しており、その一部として、東京緑地計画策定において中心的に携わっていた北村徳太郎の計画・設計思想を当時の委員会の資料やその他の諸文献をもとに読み解いている。

また蓑茂は、北村策定の「江津湖を中心とした公園計画」を、「三種の緑地と地域の計画⁸⁾」の中で環境型都市計画マスタープランの先駆事例として紹介している。

しかし、都市計画区域決定から公園計画に至るまでの一連の都市計画および都市計画事業の詳細については明らかにされておらず、また北村の地方都市業務における都市計画思想に迫る詳細な内容についてはいまだ研究がなされていない。

そこで本研究では、2章で風致地区指定に至る熊本都市計画および都市計画事業のプロセスを整理し、都市計画と公園計画の連動性を検証し、当時の熊本都市計画において、風致維持の観点が重要な位置づけにあったことを明らかにする。続いて3章では、地方都市・熊本における北村の都市計画思想の実践について、土地利用など広域的視点に着目した風致地区における「風景術」の実践、熊本の郷土性を言及する「郷土特色保護」、慰楽と空間の関係に着目した「行楽観」の3点に着目し考察する。ここで3点とは、本研究で明らかにした、熊本の近代都市計画および都市計画事業において重要視された、熊本らしい郊外地の特徴を分析する視点であり、北村徳太郎が雑誌『都市公論』で発表した江津湖公園計画の計画案および計画図の分析や、上記の真田の研究の知見にもとづいて得られたものである。

2. 風致地区指定に至る熊本都市計画の概要

熊本市では、1923年（大正12）の都市計画法適用以来、1925年（大正14）の都市計画区域決定に始まり、1928年（昭和3）の都市計画街路網の決定、1929年（昭和4）の都市計画地域の指定、1930年（昭和5）の都市計画風致地区の指定と、一連の都市計画および都市計画事業が行われてきた。

本章では、まず『新熊本市史』および『熊本市史関係資料集第5集 熊本市都市計画事業産業調査資料（大正・昭和初期）』をもとに、風致地区指定に至る熊本都市計画および都市計画事業のプロセスを整理する。次に、

表1 風致地区指定に至る熊本都市計画年表

西暦	和暦	都市計画の動き
1919	大正8	04.05 都市計画法（旧法） 公布 04.05 市街地建築物法 公布 11.28 都市計画法施行令 発令 11.28 都市計画委員会官制 発令
1920	大正9	01.01 都市計画法 施行 01.01 市街地建築物法 施行
1923	大正12	07.01 熊本市に都市計画法が適用される
1924	大正13	03.13 都市計画熊本地方委員会委員が内閣より任命される
1925	大正14	02.19 第1回都市計画熊本地方委員会 開催 11.16 第2回都市計画熊本地方委員会 開催 11.30 熊本都市計画区域が内閣より認可される
1928	昭和3	01.30 第3回都市計画熊本地方委員会 開催 02.16 熊本都市計画街路が内閣より認可される 11.28 第4回都市計画熊本地方委員会 開催
1929	昭和4	01.09 都市計画地域指定が内閣より認可される
1930	昭和5	10.03 第5回都市計画熊本地方委員会 開催 12.01 熊本都市計画風致地区が内閣より認可される 風致地区規則 発令 12.26 八景水谷・立田山・水前寺・江津湖・万日山・本妙寺山一帯の地域が内務省より風致地区に指定される

北村徳太郎の雑誌『都市公論』における言説など、当時の都市計画思潮が熊本の都市計画へも影響を及ぼしていたことを示した上で、都市計画と公園計画の連動性を検証し、当時の熊本都市計画において風致地区制度および公園計画が重要な位置づけにあったことを明らかにする。

（1）都市計画区域について

熊本都市計画区域は、1925年（大正14）、「人口増加」、「人口密度」、「交通機関の発達」などの将来における都市発展を予測して決定され、その範囲は、熊本市とその周辺の清水村の一部、白坪村、日吉村、画図村、健軍村の一部の一市五村にわたっていた^{9),10)}（図2）。近代産業の発展に伴い、都心部に人口が集中するのは自然の勢いであり、都市計画区域を市域に限定するのではなく、有機的関係にある周囲の土地を包括する必要があった。

都市計画区域決定理由書には包括範囲について、「現在及将来ニ於ケル市ノ商業的中枢地点タルヘキ市内花畑町記念碑附近ヲ中心トシテ半径四哩ノ円圏内ニ包容セラルル範囲ハ今後交通機関ノ普及ヲ図ルニ於テハ、何レノ地点ヨルスルモ三、四十分ヲ以テ市ノ中心ニ到達シ得ヘキヲ以テ、此ノ範囲ヲ基本トシ、之ニ天然ノ地形、行政区画ヲ参酌シ以テ都市計画区域ヲ定ムルヲ至当トス。¹¹⁾」とある。この「三、四十分ヲ以テ市ノ中心ニ到達」というのは、都市計画区域内から商業的中枢地点に到着するまでの所要時間が一日や半日かかるようでは都市の有機的機能を発揮することができない、との考えからである。

また、熊本市外で都市計画区域に包含された北の清水村の一部、東南の健軍・画図両村の一部、西南の白坪村・日吉村は、それぞれ住宅地、遊園地、工業地として適当であるとして決定された¹²⁾。

（2）都市計画街路について

熊本都市計画街路は、1928年（昭和3）に決定され、商業的中枢地である辛島町附近を中心に、市内は網状に、

郊外地へは放射状に計画された（図3）。この街路網の形状は、都市の循環を円滑にするためのほか、都市の無秩序な拡大を阻止するためのものであった。

都市の発展および交通機関の発達に伴い、交通量の増大が予測されるが、そのときに道路網が不完全であると、都市の循環が悪くなり、経済的、社会的損失が大きくなる。こういうわけで、街路網が最初に決定された¹³⁾。

江津湖の沿岸道路（2.3.9号線）に対して、都市計画街路決定の件を議案とする第3回都市計画熊本地方委員会の議事録には、「江津湖ヲシテ遊覧地タラシムベク、助成街路トシ、ソノ幅員ヲ六間トイタシタ¹⁴⁾」とあり、このとき既に江津湖を公園化する意向があったことが窺える。

（3）都市計画地域指定について

熊本都市計画地域指定は、1929年（昭和4）、市街地建築物法の規定によりなされたが、指定範囲は市街地建築物法の適用範囲である熊本市内に限られていた（図4）。

各用途地域の選定にあたっては、土地発展の現状及沿革、地勢、天象、交通機関の情勢、その他各般の天然的条件などの土地の特徴を考慮して指定された¹⁵⁾。その特徴は、住居地域は「閑静」、「快適」、商業地域は「繁栄利便」、工業地域は「生産能率の増進」にあるとしてそれぞれ指定された。また未指定地は、工業地域でなければ建築できない建築物を除く全ての種類の建築物を容認していた。

また熊本都市計画地域においては、住居地域が最も広い面積を占めており、熊本市には住居地域に相応しい環境の良い地域が多くあったことがわかる。

（4）都市計画風致地区について

熊本都市計画風致地区は、1930年（昭和5）、都市の発展に伴い景勝地が侵されるのを防ぐために、八景水谷・立田山・成趣園・江津湖・花岡山・万日山・本妙寺山の附近地が指定された¹⁶⁾（図5）。風致地区指定は地方都市においては初の試みであり、当時はその総指定面積も京都に次いで2番目の面積であった。以上より、全国的に見ても熊本の風致が重要視されていたと言える。

風致地区とは、「都市計画区域内に於て風致ある個所にして維持の要ある場所のみを指定¹⁷⁾」する制度である。しかし、「風致地区指定理由書」には、「都市ノ風致ヲ維持シテ都市民ノ慰楽ニ備フルハ都市計画上重要ナルコトニ属ス。¹⁸⁾」とあり、北村も風致地区の概念について、「本来都市計画は単に公共の保安、経済、衛生に関する福祉のみならず市民生活の快適、思想の善導を計るも亦重要なる案件である¹⁹⁾」と述べている。また、それぞれの風致地区の指定理由書を見ると、「保健」、「遊覧」、「行楽地」、「勝地」など、同様あるいは共通のキーワードが挙げられている。これは、風致地区の良好な風景や環境を利用して余暇地とし、人々に健康増進を促そうとしていたことが考えられる。

つまり、風致地区は、単に風致維持のみを意図してい

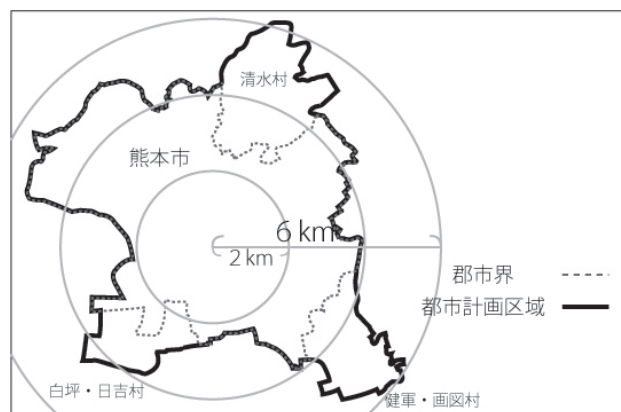


図2 都市計画区域（1925年）

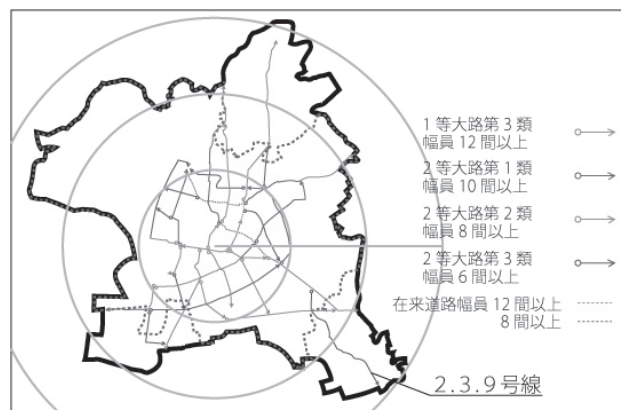


図3 都市計画街路（1928年）
（参考文献²⁰⁾をもとに著者作成）

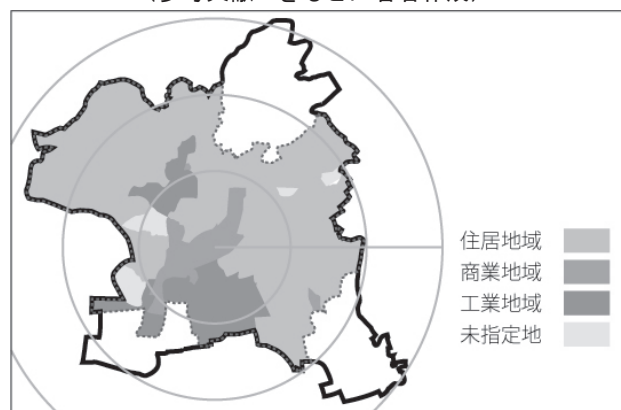


図4 都市計画地域（1929年）
（参考文献²¹⁾をもとに著者作成）



図5 都市計画風致地区（1930年）
（参考文献²²⁾をもとに著者作成）

たのではなく、市民生活の向上を図るための制度であったことが読み取れる。

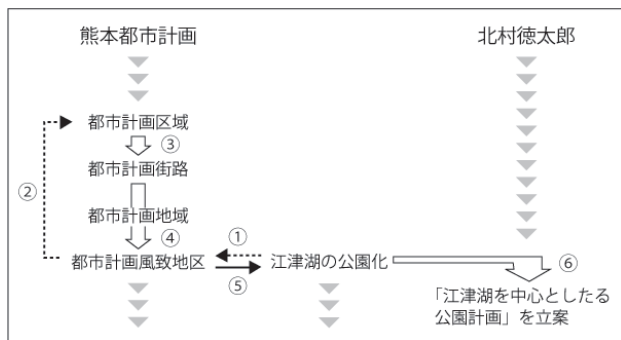


図6 「江津湖を中心とした公園計画」に至る熊本都市計画のプロセス

(5) 熊本都市計画と公園計画の関連性について

北村徳太郎は、「風致地区に就て」において、「風致地区と都市計画区域」の関係について、「区域決定せるものは可及的速に、未決のものは区域決定前に附近地に将来風致地区として設定し得る個所あるときは区域内に包括することは公共福祉の上から賢明の策であり決して乱用ではないと思ふ²³⁾」と述べている。風致地区制度の策定に携わっていた北村の言説であることを考慮すると、当時の都市計画思潮であったと捉えることができる。

熊本市外の八景水谷・立田山・江津湖附近地は、都市計画区域決定において区域内に包含されており、熊本都市計画風致地区として指定された。当時の思潮が熊本市にも導入されたとすると、初めから風致地区として指定することを予測して、都市計画区域決定がなされていたと考えられる。

上述のとおり、江津湖は都市計画区域決定や都市計画街路決定の時点で「遊園地」や「遊覧地」として有望視されていた。また当時の風致地区は、公園用地の確保などの意義も持ち合わせていた²⁴⁾。さらに、江津湖の風致地区指定の際にまとめられた「風致地区指定理由書」には、「本湖ハ熊本市ニ近ク殊ニ熊本ノ夏ハ九州他都市ニ比シテ暑熱烈シト称セラルヲ以テ他日之ニ施設ヲ加ヘ水上公園トシテ経営セハ市民ノ保健上慰安上舟遊水泳場トシテ納涼ノ好適地ナリ²⁵⁾」と記されている。

つまり、江津湖が当初から都市計画区域に包含された理由としては、予め江津湖の公園化という大目的があり、その目的を早急に達成するためには風致地区指定が必要と考えられ、風致地区指定のためには都市計画区域に含まれている必要があったからであると考えられる(図6)。以上より、都市計画区域決定から風致地区指定に至る江津湖周辺における一連の都市計画の動きが、公園化を目的としたものであったと考えられ、当時の熊本都市計画において、公園計画は重要な位置づけにあったと言える。

3. 北村徳太郎の江津湖公園計画に関する考察

北村徳太郎は、1931年(昭和6)に初期の江津湖の公園計画に関する記事「熊本市郊外江津湖を中心とする敷地計画殊にその公園系統に就て」を雑誌『都市公論』に

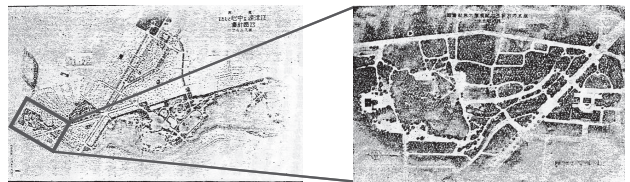


図7 (左) 江津湖公園計画図 (右) 水前寺公園設計図
寄せている。北村は江津湖を「市民永久の慰楽保存地」にしようとしていた。また北村の緑地計画の理念は自身が提唱していた風景術に基づくものであった。

本章では、まず上記の記事をはじめとする、雑誌『都市公論』における北村の言説や掲載された水前寺および江津湖公園計画図、熊本の風致地区指定の際にまとめられた各風致地区に関する「風致地区指定理由書」をもとに、当時の熊本の文化や生業と関連づけながら、江津湖風致地区指定後の当初の公園化の動きと北村の慰楽に対する考え方を整理する。それを踏まえ、雑誌『都市公論』における北村の言説や公園計画の平面図・断面図の分析、現地踏査にもとづき、既往研究や記事の分析により得られた以下の3点に着目し、地方都市・熊本における北村の都市計画思想の実践について考察する。3点とは、土地利用など広域的視点に着目した風致地区における「風景術」の実践、熊本の郷土性を言及する「郷土特色保護」、慰楽と空間の関係に着目した「行楽観」である。

(1) 計画策定にかかる経緯

北村徳太郎は、雑誌『都市公論』の記事の冒頭で、江津湖公園計画に至る経緯として、「昨仲秋の候熊本市長の依頼で、同市某公園設計用務の出張の折。隅々案内を得て、江津の清藍に掉すの機会に接した。²⁶⁾」と述べている。これは、1930年(昭和5)の秋、熊本市長の依頼による某公園設計用務の出張で熊本市を訪れ、市内の隅々まで案内を受けた後、江津湖にも立ち寄る機会があったことを説明している。ここで「某公園」という表現から、この公園が江津湖公園であるとは考えにくく、北村が同年10月に設計した水前寺公園を指していると考えられる。水前寺公園計画は、水前寺公園建設期成会の依頼により、北村が受けた仕事であり、水前寺公園と江津湖公園の計画はそれぞれ別の計画として扱われており、計画図も別途存在した²⁷⁾。

しかし、都市公論に掲載された江津湖の公園計画には、水前寺地区も含まれており、水前寺公園の設計対象地区は江津湖公園計画の一部であったと考えられる(図7)。また、北村は「「まごまごすると埋立て意見の所謂一方経済学者も飛び出すかも知れぬ」「市民永久の慰楽保存地として幾何の面積あれば先づ充分か」「関連範囲は何処までを一応の標準とするか」等々ポカーと頭に浮んだ自問を帰来余暇のまにまに物にしたのが此の結果²⁸⁾」であるとも述べている。

つまり、もともとは水前寺公園のみの計画を念頭に置いていたが、美しい江津湖が経済学者により埋め立てられるのを恐れて、また「市民永久の慰楽保存地」として

の面積を考えた時に、江津湖を中心とした水前寺江津湖地区一帯の計画を立案するのが妥当だと考えたものであると推測できる。また、記事中の「熊本市長の依頼で」という記述より、水前寺公園建設期成会の中心人物が当時の市長である山田珠一であったことも考えられる。

さらに、本来の北村の熊本出張の目的が水前寺公園の設計であったとすれば、水前寺成趣園を明治期まで所有しており、国レベルの公園行政とも関連していた細川家が北村を呼び寄せたということも考えられる。

（２）慰楽地評価にみる北村徳太郎の設計思想

ａ）健軍神社

健軍神社は、阿蘇神社の摂社で阿蘇四社の一つであり、熊本市最古の神社であると言われている。健軍神社の参道は、通称「八丁馬場」と呼ばれている。これは参道が８町あり、加藤清正時代に騎馬訓練の馬場として使用したことに由来する。また清正の時代には、参道の両側に松や杉の並木が植えられ、現在でもツツジ・桜・杉などの木々があり、緑豊かで閑静な空間になっている（図８）。

北村は、健軍神社を取り上げた理由として「信仰の中心として健軍雨宮の両神社あり其の参道八丁馬場の樹草は清正公の造営にして頗る偉観、郷土特色の一つを見語る貴重史料たり、両者共に由緒あり。郷土計画として特記の要を認めらる。²⁹⁾」と述べている。

当時、都市計画上是慰楽の中心として公園計画が考えられていた³⁰⁾。しかし、北村は、神社の境内が昔から人々の遊び場になっていたことから、論文³¹⁾・³³⁾などに慰楽地として取り上げていた。また、信仰が慰楽の対象であること、社寺が概して緑の園に囲まれていることから、社寺を慰楽地に数え、公園計画を立案する際は、その配置も考慮に入れるべきだと主張していた³⁴⁾・³⁵⁾。

ｂ）成趣園

成趣園は、桃山様式を代表する優美な回遊式庭園であり、細川忠利が1636年（寛永13）に、茶の湯に最適な清冽な湧水が湧き出る土地を選び、「国府の御茶屋」を設けたことに始まる。その後、細川綱利の命により1670年（寛文10）に大規模な庭園の造作が行われ、翌年に現在とほぼ同じ回遊式庭園が完成した。（図９）。

以来、200余年間細川氏の遊息地であったが、明治維新に至ると、これを開放して一般民衆の遊覧を許可することになった。1878年（明治11）には敷地内に出水神社が創建され、成趣園は神社境内地となった。また神社創建と同時に能楽殿も建立された。

北村は、成趣園を「天下の名園」と言い、「風致地区指定理由書」の記述を紹介した³⁶⁾。理由書でも成趣園は、「市民唯一の行楽地」や「九州第一の名園」とうたわれていた。また成趣園は、1929年（昭和4）に史跡名勝天然記念物法により史跡と名勝の指定がなされており、北村も「一種の保護地帯と認めらる³⁷⁾」と述べている。

当時、庭園は、宅地を緑地の分類から除外した都合上、その区分の表示方法が困難であったため「緑地に準ずる



写真１ 清正公造営の樹草が残る参道八丁馬場
（現況、著者撮影）



写真２ 「天下の名園」水前寺成趣園
（年代不明、熊本市歴史文書資料室）



写真３ 江津湖で藻をとる農家の人々
（戦前年、熊本市歴史文書資料室蔵）

もの」とされていた。都市計画上の緑地には含まれないが、北村は緑地計画を立案する際は、他の緑地と同様に庭園も考慮に入れていたことがわかる。

ｃ）江津湖

江津湖はヒョウタンの形をしており、上江津湖と下江津湖に分かれている。また、かつては湖ではなく成趣園の清水が流れる江津川であったが、清正の河川改修の一環として行われた「江津塘」と呼ばれる堤防を築くことにより、西南方向に流れていた湧水が堰き止められて湖が形成された。江津湖は芸術家にも高い評価を受けており、数多くの文学碑が建設されていたり、江戸時代には文人墨客により画図湖と書かれ、それを略称して画湖とも呼ばれたほど四時の眺めも美しかったと言われている。

北村は、江津湖を「清正公の都市計画史料と関連し、

興味あるものなり」と言い、成趣園と同様に「風致地区指定理由書」の記述を紹介した³⁸⁾。理由書において江津湖は、「熊本市附近の一勝地」や「水上の樂園」とうたわれていた。北村は、これらの記述を踏まえ、「気候緩和剤として自然の恩恵をなす³⁹⁾」と述べたと考えられる。

上江津湖産の水前寺のりは、1924年（大正13）に天然記念物の指定を国から受けており、北村も成趣園同様「一種の保護地帯と認めらる⁴⁰⁾」と述べている。また江津湖附近の農家の人々は江津湖に「藻取り舟」を出し、畑の堆肥に使用する藻を二本の竿で巻き上げながら取っていた（図10）。北村はこれについて「水面は肥料用水草採取に役立ち」、「保存価値ある」と述べている⁴¹⁾。以上より、北村が人々の生業にも着目していたことがわかる。

（3）江津湖周辺における風景術の実践

a）風致地区における風景術の実践について

北村徳太郎は風景術の必要性を唱え、園地の境界を感じさせないような整備こそが重要である主張していた⁴²⁾。江津湖公園計画の計画範囲は、熊本市、画図村、健軍村の一市二村にわたるもので、実際は、集落地計画⁴³⁾と慰楽系統⁴⁴⁾とを融合させたものであった（図8）。

計画の内容として、まず街路については、新公園を含む江津湖周辺の主要緑地を公園道路で連絡したり、都市計画線から新公園に向けて道路を引き込むなど、慰楽や利便性に配慮したものであった。公園道路としては、水辺や桜並木など風景を楽しむ散策路などが設定された。また、都市計画街路の延長や既存の江津湖東岸農村集落に至る市電の延長など、都市と郊外を広く連絡することで、集落地本位の慰楽地の計画ではなく熊本市全体の都

市レベルの計画を想定していたと言える。

次に集落地については、新公園や成趣園、健軍神社、その他の緑地に囲まれた部分を主要集落地としていた。これは、最良の環境の土地を集落地として選定しただけではなく、将来を見据えた過疎過密策でもあり、農業地域など緑地で集落地を囲繞することで都市面積や人口を制限しようとしていた⁴⁵⁾。

さらに、この取組みとして、当時都市計画家たちの間で話題になっていた「田園都市⁴⁶⁾」を紹介し、「農業用建物以外の建築禁止」など農業地域の保護を主張していた。また交通至便がよく、成趣園、江津湖によって都市部と適当に遮断されていること、主要工業地域に近接していること、用途指定において商業地域が多く含まれているなどといった土地柄を活かして、北村が田園都市を構想していたとも考えられる。実際北村も「将来は環境に恵まれたる好個の熊本市郊外住宅地として人口激増し活躍す可き土地柄と診断す⁴⁷⁾」と述べている。また、公園近接地を「別荘向画地」として設定していたことから、良好な環境を利用した公園用地以外の風致地区の土地利用化が図られていたことがわかる。

このように、江津湖公園計画は公園のみの計画に留まらず、街路計画や集落地計画と一体的に生活空間全体を計画するものであり、都市計画を見据えていたと推察された。また計画者の北村は、都市計画について、都市をうまく機能させるものではなく、人々の暮らしを精神的に豊かにすることを目指すものであると考えていた⁴⁸⁾。

b）郷土特色保護の解釈について

北村徳太郎は、公園問題について都市公論の記事中で「内容を精神的にも物質的にも高尚豊麗にする手段の一

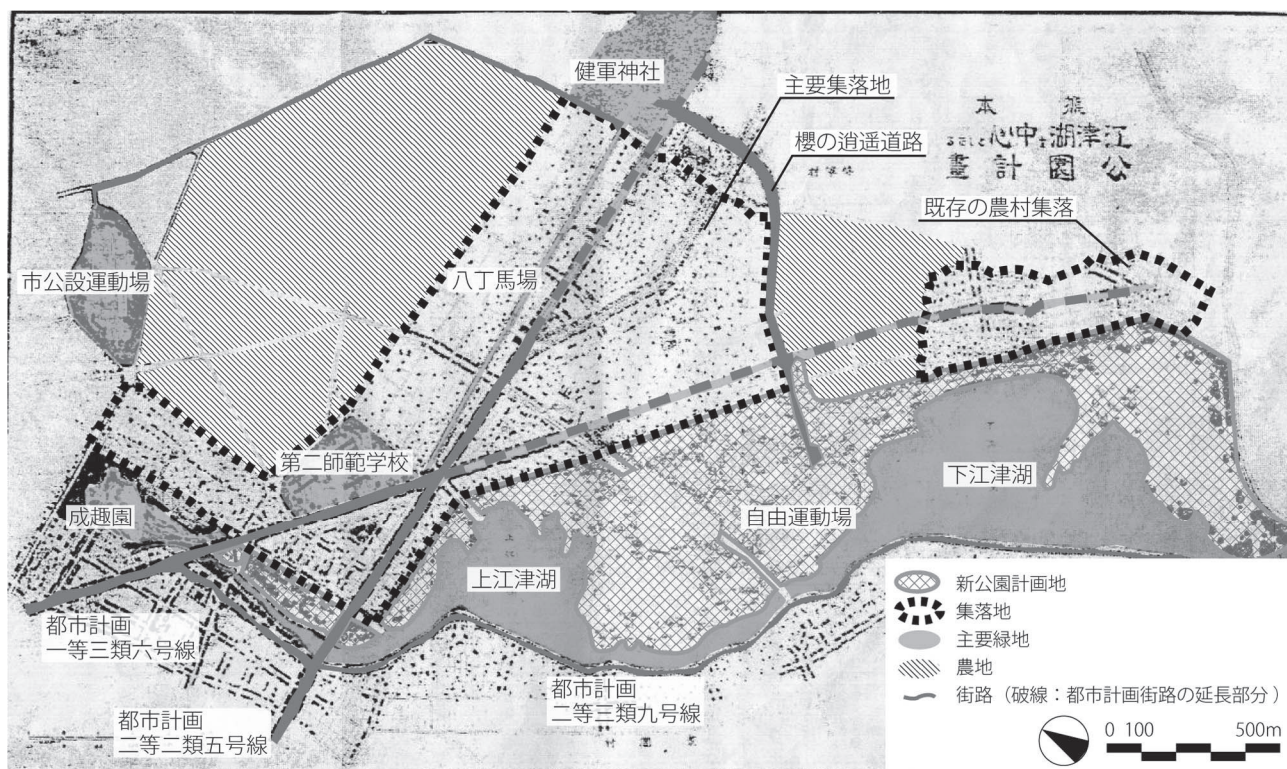


図8 北村徳太郎の江津湖公園計画平面図
(補足説明のため、参考文献⁵¹⁾に著者加筆)

つ」として「郷土特色保護」の重要性を主張していた。また、熊本郷土の特徴として植生の豊かさをあげ、「公園の設計施工に於いても可及的郷土材料を使用環境との調和を第一義とし」と述べている⁴⁹⁾。さらに「慰楽地の計画と風景」でも、「此等の土地は所謂機械文明の対象とする土地柄とは趣きを異にして居つて、其の各々の特性資源に依って展開させるのが最も価値ある処がある⁵⁰⁾」と述べている。また、計画断面図からもわかるように、熊本の豊かな木々は並木として道路を歩車分離にするだけでなく、影をつくったり視覚的な快適性を与えるなど、快適な歩行空間を生み出す材料であった⁵²⁾ (図9)。

つまり、北村は第一に、郷土特色を表す緑地や資源の保存をよしとしており、「森の都」熊本市にとって緑地を保存することは郷土特色を保護することであったことがわかる。また、設計や施工においても、土地固有の資源を用いることで郷土特色をまもり、さらに豊かな郷土の個性を生み出すことにもなると考えられる。

北村は、沿岸の歩行者道路に思い入れがあり、本計画でも湖岸を公園道路に充てていた (図10)。また、江津湖について「湖は上下なりとも埋立てるときは、既に湖の感を失ひ、河川と見らるゝ恐れあり、埋立てを行はず⁵³⁾」と述べており、江津湖における楽しみ方として、湖水面の眺望が多く想定されていたことが考えられる。さらに北村は、自然公物について、場合によって公園より厳格な慰楽効果があるという考えを持っていた⁵⁴⁾。また自由運動場から健軍神社に至る逍遙道路の中央には用悪水路が据えられ、沿岸が歩道として開放されており、(図11)水辺の解放が人々の慰楽に極めて効果的であると考えていたことが分かる⁵⁵⁾。さらに、水辺の保全と慰楽地として利用することにより、郷土特色をいかに楽しむかという考え方を内包していたとも読み取れる。

前述の通り、江津湖周辺の農家特有の「藻取り」については、江津湖は生業の場としても利用されており、北村もその保存価値を主張していた。また北村は「都市の緑地問題」において「本来人間は自然と対立するものでなく、一つの自然である、都市自ら又自然の現象で、諸々の実相と何処までも適応、融合し渾然一体を為さねばならない。⁵⁶⁾」と述べており、生業や生活などの人間の活動も含めて自然であると主張していた。

以上より、熊本市において江津湖周辺の緑地を保存することは郷土特色保護であると考えられていたが、郷土特色保護とは単に資源の保存を意図するのみならず、生活や生業を含めた郷土の特徴を保護するための策であり、市民の慰楽にも直結していたことが読み取れた。

c) 行楽観について

新公園において計画された施設については、ピクニック、摘草、湖水面を利用した行楽など、自然を利用した行楽が多く想定されていた⁵⁷⁾。特に舟遊びの場や水泳場としては、古くから市民に親しまれており⁵⁸⁾、古い絵葉書などからもその様子が窺える (図15)。これは、計画に市民の江津湖における楽しみ方が反映されたと考えられ

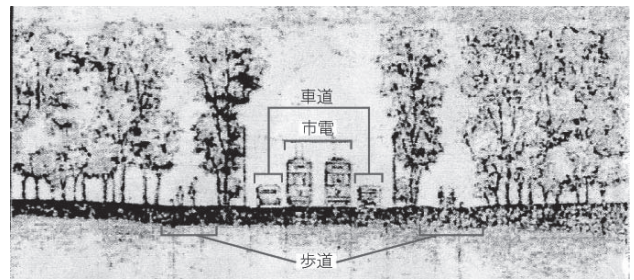


図9 熊本市と新集落地間
一等三類六号線砂取附近断面図
(補足説明のため、参考文献⁵⁹⁾に著者加筆)

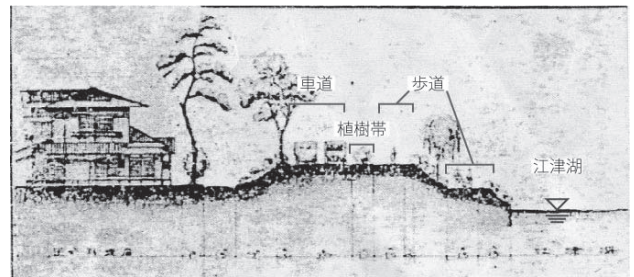


図10 二等三類九号線江津湖西岸線標準断面
補足説明のため、参考文献⁶⁰⁾に著者加筆)

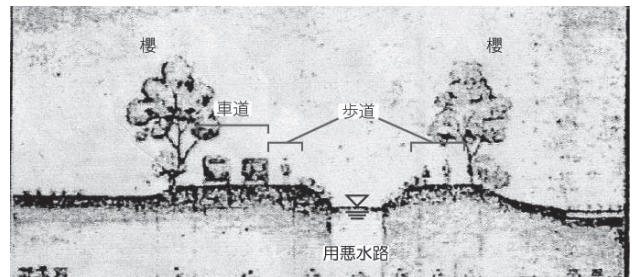


図11 自由運動場より健軍神社へ至る逍遙道路断面
補足説明のため、参考文献⁶¹⁾に著者加筆)



写真4 江津湖の舟遊び
(戦前年、熊本市歴史文書資料室蔵)

る。

また、その他の慰楽施設については、テニスコートなどの運動施設はもちろん、音楽堂や劇場など本来屋内にあると思われがちな施設まで屋外に設置された。このことから、屋内慰楽よりも戸外慰楽が望ましいと考えていたことがわかる。実際北村も、「公園はなぜ必要となるか」において、慰楽に関して「好き読書、日本で言えば茶の湯、謡曲の如きも対象でありませふ、其の他寺院を通しての信仰等、何れもが対象であります、強き主張は所謂戸外慰楽⁶²⁾」と述べている。この戸外慰楽を推奨する

考え方は健康増進につながるほか、公園や運動場の増設により犯罪が減少したという事実にもとづくものであった。

以上より、江津湖公園計画が北村の都市計画思想にもとづいた実空間における「行楽」を想定したものであり、計画された慰楽施設では古来から市民に親しまれてきた遊びや地域の特性資源を活かした遊びが想定されていたことが読み取れた。

4. まとめ

近代熊本都市計画において、江津湖は熊本市外で都市計画区域に包含され、「遊園地」や「遊覧地」として有望視されており、1930年（昭和5）には都市計画風致地区に指定された。風致地区は、都市計画区域内で風致維持が必要な場所を指定する制度であり、当時の風致地区は「公園用地の確保」の意義を持ち合わせていた。以上より、江津湖にはもともと市としての公園化の意向があり、そのために風致地区指定が都市計画区域決定時から想定され、当初から都市計画区域内に含まれていたことが読み取れた。

風致地区指定直後に、江津湖の公園化の動きは実際に始動し、内務省の都市計画技師であった北村徳太郎により「江津湖を中心とした公園計画」として立案された。ここで、江津湖周辺地区において実践された北村の都市計画思想を以下の3点にまとめる。

- 1) 北村徳太郎が構想した江津湖公園計画は、街路計画や集落地計画と一体化したもので、都市計画を見据えた総合的な計画であった。
- 2) 当時、熊本市において緑地を保存することは、郷土特色を保護することになると考えられていた。
- 3) 江津湖公園計画における行楽の計画には、古くからの熊本市民の楽しみ方が反映されていた。

以上より、江津湖の位置づけについてまとめる。都市部に近い良好な環境の郊外住宅地として期待されていたこと、周辺に多くの緑地が存在していたこと、古くから市民に親しまれてきたこと、そして水辺に対する深い思い入れから、北村は江津湖を中心として、その周辺地区を「市民永久の慰楽保存地」として選んだと考えられる。

すなわち、近代熊本都市計画および北村の都市計画思想の実践において、江津湖は慰楽地として重要な位置づけにあったことが読み取れた。

今後の展望としては、今回まとめた公園計画案のデータをベースとし、その後の公園整備と宅地開発の双方から変遷を追うことで、計画が整備としてどれだけ実行されたのかを明らかにするとともに、田園都市としての開発の可能性の見地から研究を進めていく。

謝辞

本研究を進めるにあたり、徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教の真田純子先生には格別なご指導を頂き、熊本市の歴史文書資料室の方々には調査にご協力頂いた。記して、ここに感謝の意を表す。

参考文献および補注

- 1) 風致地区が指定された1930年（昭和5）当時は、八景水谷、立田山、水前寺、江津湖、花岡山、万日山、本妙寺山の7地区であったが、戦時中から戦後にかけて風致地区の一部は荒廃し、また、戦後の急激な人口集中に伴い周辺地域の市街化が進んだ。そこで、1983年（昭和58）、総合的見地からの見直しが行われ、花岡山と万日山を統合し、新たに千金甲風致地区を追加した。
- 2) 熊本市：『新熊本市史 通史編 第一巻』、口絵、1998。
- 3) 「風景術」とは、北村徳太郎がドイツのランドシャフト・クンスト（風景術）の影響を受けて提唱していた自然への介入手法で、北村はこれについて「自然の足らざるを人間が其の代理者として之を補ひ郷土の特徴を顕勝する術」であると述べている。（北村徳太郎：慰楽地の計画と風景、都市公論13(7)、pp.64-76、都市研究会、1930。）
- 4) また、北村は造園術と風景術の違いについて、「造園は即限られたる囲める土地の境域に或は造営観念より或は自然の動因より理想化するものであるが、風景術は（中略）行政単位を除いては別に境域の観念を伴はない」と述べている。（北村徳太郎：参考資料 風景術と其の基礎問題に就て、都市公論13(7)、pp.121-141、都市研究会、1930。）
- 5) 阿部伸太：都市の公園緑地計画における風致地区の意義、造園雑誌56(5)、pp.313-318、1993。
- 6) 種田守孝、篠原修、下村彰男：戦前期における風致地区の概念に関する研究、造園雑誌52(5)、pp.300-305、1989。
- 7) 真田純子：『都市の緑はどうあるべきか』、技報堂出版、2007。
- 8) 養茂寿太郎：三種の緑地と地域の計画、都市計画271、pp.54-59、2008。
- 9) 熊本市：『新熊本市史 史料編 第七巻 近代Ⅱ』、p.251、1999。
- 10) 本研究で扱う旧都市計画法適用時代の熊本都市計画区域内で熊本市内ではなかった白坪村、画図村は1932年（昭和7）に、健軍村は1936年（昭和11）、清水村は1939年（昭和14）、日吉村は1940年（昭和15）にそれぞれ熊本市に合併した。
- 11) 前掲9）、p.252
- 12) 前掲9）、p.252
- 13) 前掲9）、p.265
- 14) 前掲9）、p.279
- 15) 前掲9）、p.296
- 16) 前掲9）、p.308
- 17) 北村徳太郎：風致地区に就て[其の一]、都市公論10(4)、pp.2-13、都市研究会、1927。
- 18) 前掲9）、p.308
- 19) 前掲17）、p.2
- 20) 陸地測量部製版：熊本都市計画 街路計画図、都市計画熊本地方委員会、1927。
- 21) 陸地測量部製版：熊本都市計画 地域指定参考図、都市計画熊本地方委員会、1927。
- 22) 陸地測量部製版：熊本都市計画図 風致地区指定地並ニ他ノ法令ニ依ル指定地位置図、都市計画熊本地

- 方委員会, 1926.
- 23) 前掲17), p.7
- 24) 前掲17), p.12
- 25) 熊本市:『熊本市史関係資料集第5集 熊本市都市計画事業産業調査資料(大正・昭和初期)』, p.205, 2001.
- 26) 北村徳太郎:熊本市郊外江津湖を中心とする敷地計画殊に其の公園系統に就て, 都市公論14(2), pp.8-25, 都市研究会, 1931.
- 27) 全国都市造園時報:都市公論14(8), pp.289-290, 都市研究会, 1931.
- 28) 前掲26), p.8
- 29) 前掲26), pp.9-10
- 30) 北村徳太郎:都市の緑地問題, 都市公論13(1), pp.24-37, 都市研究会, 1930.
- 31) 前掲30), p.30
- 32) 北村徳太郎:地方計画を通しての緑地計画, 都市公論17(1), pp.96-120, 都市研究会, 1934.
- 33) 北村徳太郎:公園とは?, 都市公論15(3), pp.42-53, 都市研究会, 1931.
- 34) 前掲33), p.48
- 35) 前掲30), p.30
- 36) 前掲26), pp.11-12
- 37) 前掲26), p.14
- 38) 前掲26), pp.12-13
- 39) 前掲26), p.9
- 40) 前掲26), p.14
- 41) 前掲26), p.11
- 42) 北村は風景術について「全体の土地の経済効果(国民経済の意義に於て)を完全に発揮し尚且つ至上的に全地の豊穡を心掛ける術」であるといい、「至る処山紫水明を謳はれる我国の如きは特定の公園地、又は名勝地内の造園術意外に各農村に山間に、町村に、地方に全土を挙げて其の美装を發揮せねばならない。本芸術の普及は経済に保険に刻下の重要事項であらねばならない」と主張していた。(前掲4), p.122)
- 43) 集落地計画とは、「集落地内の敷地割の計画ではなく、気象、風土、土質、交通、経済、衛生等から何処が集落に適当な、地貌を持つてゐる処であるかどうかという風に、場所を選定すること」である。(前掲32), p.110)
- 44) 慰楽系統とは、公園系統を發展させたものであり、公園以外の慰楽地も含めた休養施設網のことである。また公園系統とは、アメリカのパーク・システムが伝来したもので、アメリカでは良好な環境の地に営造物公園をつくり、周辺に住宅地を造成するという、都市計画のベースとなった手法であったが、日本では遊びに行く対象としての公園のシステムであると考えられていた。(前掲5), pp.36-50)
- 45) 北村は記事中で、内容計画のうち特に重大な方針の一つとして、農業地域の問題を取り上げ、「人口の制限、都市面積の限定等を完全に限定するには集落境域を農業地域を以て圍繞せざる可からず」と述べている。計画では、農業地域が緑地全般に変わってはいるものの、集落地にもたらす効果にそれほど変わりはないと考えられる。(前掲26), p.18)
- 46) 田園都市とは、1898年にイギリスの経済学者エネベザー・ハワードにより、都市と農村の融合として提唱された独立した新しい都市の形態である。また日本においては「ゆとりのある住宅地」とであると解釈される傾向が強く、公園を適切に配置し広幅員の緑豊かな街路で結ぶという公園系統が「田園都市」とであるとの解釈もなされていた。(前掲26), p.80)
- 47) 前掲26), p.21
- 48) 北村は、大学入学時は医学部に所属していたが、「医者は病人が多いほど商売になるのだ、之では駄目だ、もつと社会全体を住みよくすることから人間をつくっていかねばならない」と言つて、農学部へ転部し、造園、都市計画、地方計画、国土計画へと進んでいった。(佐藤昌:北村徳太郎氏の想出, 造園雑誌28(1・2), p.2, 1964.)
- 49) 前掲26), p.20, p.25
- 50) 前掲3), p.64
- 51) 前掲26)
- 52) 北村は、「落付きと云へば最も気分の好いのは圍繞されてゐる場所にある。或る方面は或は深淵、瀑布に臨むにしても、樹蒼や、建物で取り巻かれてゐる処に深い感じが出るし、樹蒼や建物の本当の美姿を味ふ事が出来る、広場や街路の気分は全然之に依つて左右される」と述べており、高木の密集した並木を植えることで、囲まれ感による安心感を生み出す効果を期待していたことも読み取れる。(前掲3), p.74)
- 53) 前掲26), p.25
- 54) 前掲33), p.48
- 55) 「用悪水路」とは、田畑に水を注ぐための農業用水路(灌漑用水)および悪水排出用の水路のことで、北村は、「溪谷や河川、或は用悪水路の沿岸は全部之を散歩道路にすることは近代の定法である」と述べている。(前掲3), p.66) また真田は、これについて、北村が「必ずしもきれいな水の水辺だけの解放を考えていなかった」と読み解いている。(真田純子:東京保健道路計画の計画思想に関する研究, ランドスケープ研究67(5), pp.423-428, 2004.)
- 56) 前掲30), pp.35-36
- 57) 前掲26), p.25
- 58) 江津湖は1966年(昭和41)の公園開設以前より親しまれており、プールのない時代から水泳場や舟遊びに好適で、夏場の市民の憩いの場であった。(鈴木喬:写真集明治大正昭和熊本一ふるさとの想い出125, pp.120-121, 国書刊行会, 1980.) また、明治期の新聞記事には端艇競漕の場として利用されていたという記述も見られる。((社説)遊戯の趣味, 九州日日新聞, 明治32年4月18日, 1889.)
- 59) 前掲26), p.23
- 60) 前掲26), p.23
- 61) 前掲26), p.23
- 62) 北村徳太郎:公園はなぜ必要となるか, 都市公論15(2), pp.27-37, 都市研究会, 1932.